

個人住民税

(個人町民税・県民税)

特別徴収の事務手引き



～ 小さくてもキラリと光る 私たちのまち ～

目次

住民税及び特別徴収の義務	個人住民税について	・・・	1
特別徴収事務の手引き	特別徴収義務者の指定	・・・	2
	特別徴収税額決定通知書の送付	・・・	3
	特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）	・・・	3
	特別徴収義務者用徴収控え	・・・	4
	特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）	・・・	4
	特別徴収関係綴（各種様式）	・・・	5
	特別徴収納入書	・・・	6
	退職者・休職者の徴収方法	・・・	7
	特別徴収税額の変更通知	・・・	8
	納期について	・・・	9

個人住民税について

熊本県や美里町などが行う住民に対する行政サービス（福祉・保険・教育・消防・ごみ・公園・道路など）に必要な経費を、住民の方々がその能力に応じて負担しあうという性格の税金です。



－ 特別徴収の義務 －

所得税の源泉徴収義務のある事業者（源泉徴収義務者[※]）は、従業員の住民税を給与天引きにして納めることが義務付けられています。給与天引きによる納入を「特別徴収」といいますが、この手引きでは特別徴収義務者として指定された事業所が具体的にどのような事務を行うかを案内していきます。

※ 源泉徴収義務者・・・会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、報酬を支払ったりする場合は、その支払の都度支払金額に応じた所得税を差引くことになっています。この所得税を差引いて、国に納める義務のある者を源泉徴収義務者といいます。

地方税法　－関係法令抜粋－

第321条の3 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払いを受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払いを受けている者である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

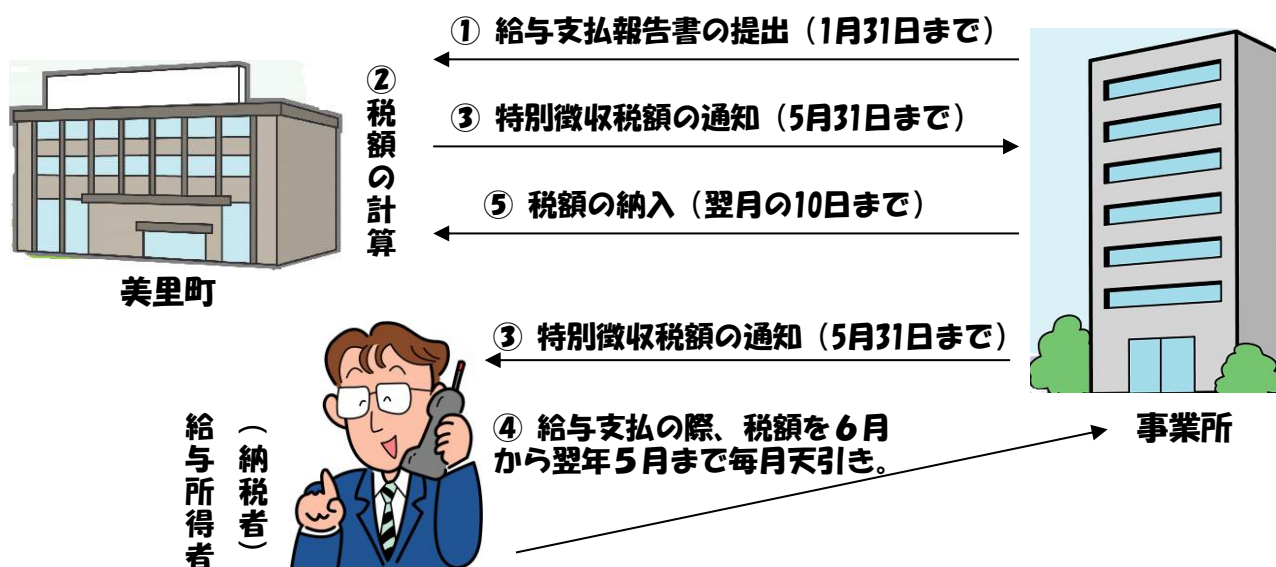
第321条の4 市町村は、前条の規定によって特別徴収の方法によって個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者のうち所得税法第183条の規定によって給与の支払いをする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によって特別徴収事業者として指定し、これに徴収させなければならない。

特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、美里町から特別徴収義務者に指定されます。なお、給与の支払が不定期、または給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収は認められません。

※ 普通徴収・・・主に事業所得者などが市町村から送付される納税通知によって納める方法です。納期は年10回（通常は6月から翌年3月）です。

特別徴収の流れ



給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得者に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに総務省令で定める給与支払報告書を、給与の支払いを受けている人の1月1日現在の住所地の市町村長に提出しなければなりません。

特別徴収税額決定通知書の送付

住民税特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12ヶ月です。毎年5月中旬までに、特別徴収義務者宛に下記の①～⑤の書類を送付します。

- ① 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
- ② 特別徴収義務者用徴収控え
- ③ 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
- ④ 特別徴収関係綴
- ⑤ 特別徴収納入書



このとき年間の住民税と月額をお知らせしますので、6月の給与から天引きをするための準備をして頂きます。

① 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

平成24年度 給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

事業者が納入する納税義務者全員分の徴収税額の月別合計金額と人数が記載されています。

特別徴収税額	407500	課税人員	2	非課税人員	0
6月分	2	34600	2	33900	
7月分	2	33900	2	33900	
8月分	2	33900	2	33900	
9月分	2	33900	2	33900	
10月分	2	33900	2	33900	
11月分	2	33900	2	33900	
12月分	2	33900	2	33900	

（備考）

指定番号	個人番号	市町村コード	433489	受給番号	特別徴収税額	261700	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
							21900	21800	21800	21800	21800	21800	21800	21800	21800	21800	21800	21800

（備考）

指定番号	個人番号	市町村コード	433489	受給番号	特別徴収税額	145800	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
							12700	12100	12100	12100	12100	12100	12100	12100	12100	12100	12100	12100

（備考）

指定番号	個人番号	市町村コード	433489	受給番号	特別徴収税額		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分

（備考）

指定番号	個人番号	市町村コード	433489	受給番号	特別徴収税額		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分

（備考）

指定番号	個人番号	市町村コード	433489	受給番号	特別徴収税額		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分

（備考）

納税義務者個人の月別金額等が記載されています。

特別徴収義務者名株式会社

特別徴収義務者用徴収控えは、事業所が納入する月別納税義務者の人数及び月別合計が記載されています。事業所の確認用としてご利用ください。

特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）は、それぞれ個人ごとに切り離しのうえ、対象者に交付してください。

- 4 -

④ 特別徴収関係綴（各種様式）

退職・休職・転勤・就職等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町村に異動届を提出しなければなりません。異動届けが遅れると、退職者、休職者及び転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納となったり、普通徴収への切替え処理が遅れると納税義務者に対し一度に多額の納入義務を負わせてしまう恐れがありますので、必ず厳守してください。

※ 異動届出等の書き方については、特別徴収関係綴（冊子）に記載されておりますので配布後ご確認ください。

2

2 年6月～2 年5月分

平成 2 年 度

町 民 税

県 民 税

特 別 徴 収 関 係 綴

美 里 町

◎提出先 美里町 税務課 町民税係
〒861-4406
熊本市下益城郡美里町民場1100番地

◎電 話 代表 (0964) 46-2111

「表紙」

受 付 印		特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 ○事業所の所在地・名称等の変更があった場合は、すみやかに提出してください。																								
		美里町長 様 平成 年 月 日 提出 者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">給 付 異 動 文 書 受 取 書</td> <td style="width: 20%;">所在地</td> <td style="width: 20%;">フリガナ</td> <td style="width: 40%;">〒</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者の 姓・氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		給 付 異 動 文 書 受 取 書	所在地	フリガナ	〒		名称					代表者の 姓・氏名					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">特別徴収義務者 新受番号</td> <td style="width: 20%;">課</td> <td style="width: 20%;">氏名</td> <td style="width: 40%;">電話 () -</td> </tr> <tr> <td>担当 者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		特別徴収義務者 新受番号	課	氏名	電話 () -	担当 者	
給 付 異 動 文 書 受 取 書	所在地	フリガナ	〒																							
名称																										
代表者の 姓・氏名																										
特別徴収義務者 新受番号	課	氏名	電話 () -																							
担当 者																										
変更事由		1. 名称変更 2. 組織変更 3. 合 併 4. 所在地変更 5. 送付先変更 6. 休 業 7. 廃 止 8. その他 ()																								
変更年月日		年 月 日																								
事 由		変 更 前																								
フリガナ		変 更 後																								
(平 ー)		(平 ー)																								
所 在 地																										
フリガナ																										
ビル名称等		フリガナ		方 ビル内																						
フリガナ		フリガナ		方 ビル内																						
名 称																										
電 話 () -		() -																								

「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」

事業所の住所・名称等が変更したときに、提出する様式です。

受付印

平成 年 月 日

美里町長様

町・県民税特別徴収依頼届出書

指定番号

住所
事業所名
〒 E L
担当課

印

氏名

下記給与所得者について、普通徴収より特別徴収に変更をお願いします。

氏 名	住 所	年 税 額 ①	納付済税額【注】 （普通徴収税額）②	給与天引する税額 （特別徴収税額）①②	特別徴収 （納 納 月）
(T・S・H 姓)		円	円 期まで	円	円 月
(T・S・H 姓)		円	円 期まで	円	円 月
(T・S・H 姓)		円	円 期まで	円	円 月
(T・S・H 姓)		円	円 期まで	円	円 月
(T・S・H 姓)		円	円 期まで	円	円 月

※普通徴収から特別徴収に変更してほしい旨申請があった場合は、この届出書を使用してください。（コピーしたものを使用されても結構です。）
※既に納期の過ぎている普通徴収税額については、特別徴収への変更はできません。

【注】 納付済税額（普通徴収税額）②は何期までいくらか納付したかを必ずご本人様にご確認ください。本納の場合は納税額分のおそれがあります。

「特別徵收依頼届出書」

就職等により特別徴収対象となり、新規に市町村に届出が必要なとき。または、就職及び転勤等により特別徴収対象者に追加が必要なときに提出する様式です。

[illegible]

「給与所得者移動届出書」

給与所得者が、退職・休職・転勤等により特別徴収することができなくなり、普通徴収及び一括徴収に切替をする様式です。（1月以降の退職者については、一括徴収となります。）

※上記以外の様式も特別徴収関係綴（冊子）に含まれておりますので、配布後ご確認下さい。

⑤特別徴収納入書

特別徴収の納入書については、OCR（光学文字読取装置）により数字を読み取りますので、次の点に留意の上取り扱い下さい。

○ 特別徴収による納入月は、6月～翌年5月までとなっております。
納入する場合は、納入書の納入月、納期限を確認の上、お間違いのないよう納入して下さい。

○ 納入書には、税額を印字してありますが、納入税額に変更がない場合は何も記入しないで納入して下さい。

○ 変更がある場合（退職・転勤・税額の変更等）は、納入書の再発行は行いませんので、下記の記入例により正しい納入税額を記入し、納入して下さい。

○ 納入書の訂正は再度変更がある場合がありますので、納入月毎に訂正し納入して下さい。

○ 納入場所は納入書裏面に記載されています。

※ ￥マークは記入しないでください

熊本市 美里町 領収証書

市区町村コード 89 口座番号 01780-8-991068 加入者名 美里町会計管理者

指定番号 納入金額(1) 40,000 円

平成 XX 年 6 月分

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額(2) 50000 円

納期限 平成 XX 年 7 月 10 日

合計額 50000 円

住所 氏名 又は 名称

上記のとおり領収しました。

熊本市 美里町 納入書 (原簿)

市区町村コード 433489 口座番号 01780-8-991068 加入者名 美里町会計管理者

指定番号 納入金額(1) 40,000 円

平成 XX 年 6 月分

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額(2) 50000 円

納期限 平成 XX 年 7 月 10 日

合計額 50000 円

住所 氏名 又は 名称

上記のとおり納入します。

熊本市 美里町 納入済通知書

市区町村コード 433489 口座番号 01780-8-991068 加入者名 美里町会計管理者

指定番号 納入金額(1) 40,000 円

平成 XX 年 6 月分

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額(2) 50000 円

納期限 平成 XX 年 7 月 10 日

合計額 50000 円

住所 氏名 又は 名称

上記のとおり通知します。

納入月は
 納期限は翌月10日まで

※変更後の税額を記入してください

退職・休職者の徴収方法

◆ 6月1日から12月31日までに退職等した場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、市町村に異動通知書を提出後普通徴収へ切替えとなり、個人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払をする給与等から一括徴収していただくこともできます。

◆ 翌年1月1日から4月30日までに退職等した場合

地方税法の規定により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申し出がなくても、5月31日までの間に支払われる給与等から一括徴収することになっています。

退職所得に係る住民税の特別徴収

退職所得に係る個人の住民税については、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在の住所が所在する市町村に納入することになります。また、所得税と同様に、退職手当等の支払の際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差引いて納入（特別徴収）することとされております。

納入書表面

「退職所得分」納入額を記載

納入書裏面

退職者等の必要事項を記載して下さい。

納入書の「 」部分に記載して下さい

※退職所得の特別徴収額の計算方法等で不明な場合は、美里町役場税務課町民税係にお問い合わせ下さい。

特別徴収税額の変更通知

納税義務者の期限後の申告、給与支払報告書の訂正、給与所得者の異動届、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から納入金額を変更していただきます。

事業者が納入する納税義務者全員分の徴収税額の月別合計金額と人数をご確認下さい。納入書の金額修正が必要な場合があります。

平成24年度 給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書

●●●●株式会社 様

特別徴収税額		407500		課税人員		2		非課税人員		0	
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数	納付額
6月分	2	34600	2月分	2	33900	8月分	2	21800	2月分	2	21800
7月分	2	33900	1月分	2	33900	7月分	2	21800	1月分	2	21800
8月分	2	33900	2月分	2	33900	6月分	2	21800	2月分	2	21800
9月分	2	33900	3月分	2	33900	5月分	2	21800	3月分	2	21800
10月分	2	33900	4月分	2	33900	4月分	2	21800	4月分	2	21800
11月分	2	33900	5月分	2	33900	3月分	2	21800	5月分	2	21800
12月分	2	33900	6月分	2	33900	2月分	2	21800	6月分	2	21800

（印）

指定番号 8 個人番号 市町村コード 433489 受給者番号 氏名 熊本県下益城郡美里町 ●●●●●番地 ●●●●

特別徴収税額 261700

6月分 21800 7月分 21800 8月分 21800 9月分 21800 10月分 21800 11月分 21800 12月分 21800 変更月 月

指定番号 8 個人番号 市町村コード 433489 受給者番号 氏名 熊本県下益城郡美里町 ●●●●●番地 ●●●●

特別徴収税額 145800

6月分 12700 7月分 12100 8月分 12100 9月分 12100 10月分 12100 11月分 12100 12月分 12100 変更月 月

指定番号 8 個人番号 市町村コード 433489 受給者番号 氏名 熊本県下益城郡美里町 ●●●●●番地 ●●●●

特別徴収税額 145800

6月分 12700 7月分 12100 8月分 12100 9月分 12100 10月分 12100 11月分 12100 12月分 12100 変更月 月

平成 年 月 日 熊本県下益城郡美里町長 熊本県下益城郡美里町長之印

「退職により普徴へ切替」

変更通知の内容が記載されています。ご確認ください。

ま ち 案 内

熊本県下益城郡美里町の紹介

「恋人の聖地」に選ばれた二俣橋。10～2月ごろの11:30から約30分間には、川面に落ちた橋のシルエットが、ハート型を描き出す。また、二俣橋周辺にいろいろな橋が点在しており、「二俣五橋」と呼ばれる石橋めぐりのメッカである。



恋人の聖地：二俣橋

納期について

◆ 納期限は、月割額を徴収した月の翌月の10日です。

(例：6月分の納期限は7月10日となります。)

※納期限が土、日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。

◆ 納期の特例（年2回納入）

特別徴収税額の納入の原則は12回（6月～翌年5月）の毎月納入を基本としていますが、給与の支払を受ける人が常時10人未満の給与支払者で、「町県税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を美里町長あてに提出し、承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6月分から11月分までを12月10日まで、12月から翌年5月分までを翌年6月10日までの年2回で納入することができます。

受付印		町県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書			
		(平成 年 月 日提出)			
美里町長 様	① 申請者	住所又は所在地	② 電話番号		
	氏名又は法人の名称及び代表者氏名印		③ 特別徴収義務者指定番号		
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。					
④ 特例の適用を受けようとする税額	平成 年 月分以後の納期に係る町県民税特別徴収税額				
⑤ 申請の日前6ヵ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の給与の金額。()内には臨時勤務者に係る者を書いてください。	年 月分 (人) (円)	年 月分 (人) (円)	年 月分 (人) (円)	年 月分 (人) (円)	年 月分 (人) (円)
	年 月分 (人) (円)	年 月分 (人) (円)	年 月分 (人) (円)	年 月分 (人) (円)	年 月分 (人) (円)
	年 月分 (人) (円)	年 月分 (人) (円)	年 月分 (人) (円)	年 月分 (人) (円)	年 月分 (人) (円)
⑥ (一) 現に町税の滞納がありまたは最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細。 (二) 申請の日前一ヵ月以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日。					
※町役場処理欄	処理区分	処理区分に従い処理してよろしいか。		滞納の有無	起案 平成 年 月 日 通知書作成
	承認			施行 平成 年 月 日 収納簿記入	
	却下			有・無	課長 審議員 係長 係員
				新規	

◎「申請についての注意事項」は裏面をお読みください。

※ 「 」の部分に必要な内容を記載して下さい。

～ 小さくてもキラリと光る 私たちのまち ～



【特別徴収に関するお問い合わせ先】

熊本県美里町役場 税務課町民税係

〒861-4492

熊本県下益城郡美里町馬場1100番地

電話番号 0964-46-2112